

一般質問

井ノ上 剛
(自民党)

教育現場における
IT 問題

問 市内小学校で発生した児童の個人情報が入ったUSBメモリーの紛失事案の概要、紛失の日時・場所・データの内容は。

答 平成30年6月8日、職員室で16時30分まで教諭がUSBメモリーを挿したパソコンで業務をしていた。来客対応の為に離席し、19時30分ごろ業務再開の際、USBメモリーがないことに気づいた。校内を捜索したが発見できず、警察に紛失届を提出した。職員室内には18時ごろ約20名いたが順次帰宅し、当該時間帯は約3名の職員がいた。外部の出入りはなかった。USBメモリーには、身体測定や健康診断の記録等のデータが入っていた。

問 児童の身体に関する情報であり、保護者は相当な心配をされたと思う。保護者への説明状況、謝罪等の経緯の概

要は。現時点で見つかっていないようだが状況は。

答 6月19日に保護者説明会を実施し、115名が参加され、経緯の説明と謝罪をした。6月22日から7月1日に、訪問を辞退した32軒を除く全家庭453軒を教員が訪問、謝罪した。現時点では発見できていないが、データの悪用等されてはいない。

問 小学校のネットワークシステムの把握が、この問題を考えるのに必要と考える。当該小学校の校内ネットワークの概要は。また、校務用パソコンは外部接続が可能か。

答 校内ネットワークは、セキュリティ対策を講じ外部との接続を一本化している。教務系・校務系のネットワーク切り分けが簡易な為、抜本的な対策が必要である。校務系は各校統一的な構築ができている。インターネットによる外部接続は教務系・校務系ともに可能で、有害サイト等への接続は対策している。

問 市内小中学校のネットワークシステムは、教職員による自主管理か、管理者への委託か。

答 教務系ネットワーク及び

サーバーは、パソコン室内設備が一括リース契約の為、管理者がいる。校務用パソコンは備品購入で、校務系ネットワークは各校統一されていない為、管理者はいない。ネットワーク上の問題は、業者に修理を依頼し、注意すべき事項は指導を受けている。

問 教務用のリース契約業者等から、セキュリティの指導や教育等を受けているのか。

答 業者ではなく、学校内で自主的な勉強会をしている。

問 慢性的なパソコン不足により、私物が持ち込まれているのでは。私物のパソコンやUSBメモリーの持ち込み状況を把握しているのか。

答 私物のパソコンの正確な数は把握していないが、1人に約1台は持ち込み、成績処理等や、生徒への教材提示等に使用している。セキュリティソフトがインストールされている端末のみ校内ネットワークに接続できる。紛失事案以降は、私物のUSBメモリーの持ち込みを禁止し、学校購入品を使用している。

問 急に私物持ち込みを禁止すると様々な問題が生じると思う。持ち込みに対する一定

のルール作成を検討してほしいが、個人情報の紛失問題に対する再発防止策の考えは。

答 各学校でUSBメモリーの使用ルールを設け運用していた。紛失問題以後、基準を作成し、基準をもとに各学校でマニュアルを作成、職員への周知徹底等を指示している。県が導入を計画しているシステムは、市町村立学校が共通で利用できる為、業務負担の軽減が図れる為、参加する為の環境整備に努めたい。セキュリティにも取り組みたい。

問 働き方改革は学校現場でも必要な一方、教職員の長時間労働は続いていると推測する。労働基準法等では、使用者に職員の労働時間把握を義務づけている。予定されている同法改正では、管理監督者の労働時間の把握も必要となるが、学校現場での使用者・管理監督者は誰を指すのか。

答 使用者は、教育委員会では、教育長や課長等、学校現場では、校長及び教頭。管理監督者は、校長である。

問 学校現場は、労働基準法の一部が、地方公務員法等で適用除外される。除外される

主要な項目、内容は。

答 管理職以外の教職員は、時間外労働の割増賃金規定が適用除外となるが、給料に一律4%を乗じた教職調整額が支給される。

問 労働基準法の主要条文として、第32条で週40時間、1日8時間の労働上限。第108条で労働時間を各人ごとに記録する賃金台帳の調製義務。第109条で労働に関するタイムカード等の関連書類の保管義務がある。校長、教育長等の使用者は労働時間の把握義務があるのでは。

答 労働基準法により、教職員の労働時間の把握義務はあるが、現行制度で給与を支給する上では、残業時間等を把握する必要に迫られていない。

問 民間企業の労働時間等に関する遵法意識は、格段に高まっている。教育現場だけが取り残されてはいけない。民間に手本を示すのが行政機関であり、しっかりと状況を改善してほしい。給与を支給する上で残業時間を把握する必要性が薄くても、労働時間の把握、記載・管理義務は免れないのでは。

答 勤務状況把握の為、タイ